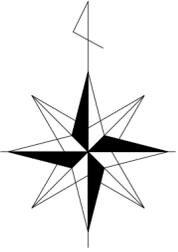
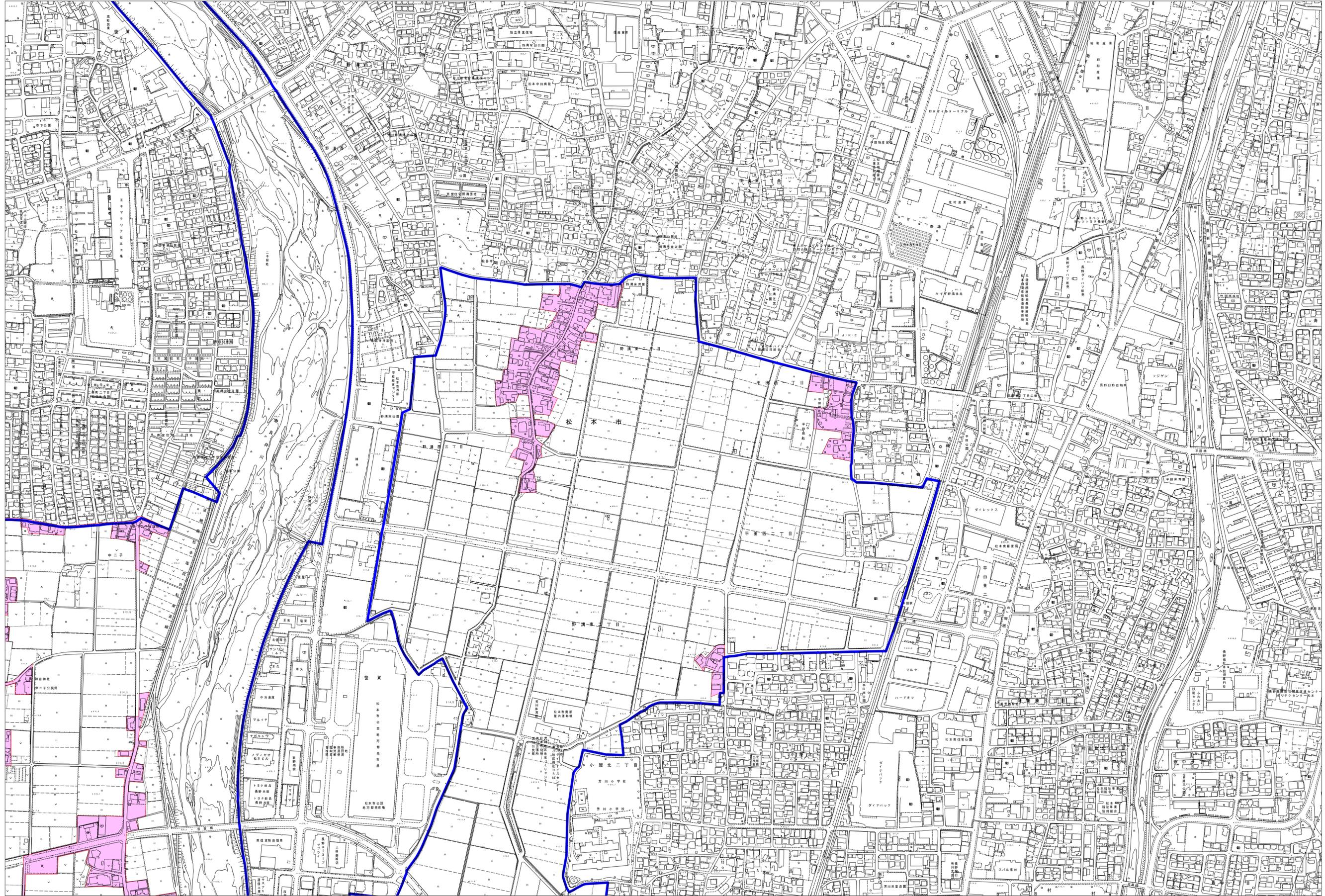


# 区域指定図

指定区域		禁止区域 (令和4年4月1日～)		市街化区域	
------	---	---------------------	---	-------	---



1 : 5 0 0 0 ( A 2 用 紙 )

【注意】

- 1 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農振農用地を除く。
- 2 農地法に基づく農地転用が見込まれない農地を除く。
- 3 幅員4m以上または6m以上の道路に接していない土地の区域の開発行為は行えない。
- 4 道路の新設および下水道の本管を新設する開発行為は行えない。
- 5 基本となる地図は1/2,500基本図を使用しています。
- 6 禁止区域内の災害リスクは、土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第7条第1項）または浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号）のうち、浸水深3m以上（1,000年確率）浸水です。

芳川